

令和 6 年度
広聴広報年報

令和 7 年 9 月

鹿児島県薩摩川内市

は し が き（発行の目的）

薩摩川内市では、広く市民から意見や提言をいただく「市民の声制度」や市民と市長の対話の場である「令和コミュニティトーク」の開催、市ホームページ上でのアンケート「eまちアンケート」の実施やパブリックコメント制度の活用など、市民と市との間で情報や問題意識を共有し、市政運営に生かす広聴業務を実施しています。

また、薩摩川内市自治基本条例第 11 条には、「市議会及び市は、その保有する情報を市民に分かりやすく提供し、市民との情報共有に努めなければならない。」と定められており、市政その他本市に関する広報活動を行うことにより、市民と市が、互いの情報とまちづくりの方向性を共有し、それぞれの役割に応じてより良い薩摩川内市を構築するための活動を活発化するため、さらには本市の施策及び事業の質、市民の市政参加、市民のシビックプライド、都市イメージなどを向上することを目的として、市民に伝わる広報、届く広報、広がる広報を基本に広報活動を実施しています。

本年報は、市民等から寄せられた市政に対する声について、部局別の件数や内容、その後の対応を振り返り、意見の傾向を把握することを目的に取りまとめたものです。あわせて、市政広報の重要性を踏まえ、広聴結果の公表をはじめとした市の事業をわかりやすく伝えるために、どのような媒体を活用し、どのような広報の取組を行ったかについても整理しています。

今後とも市民が意見提言を市に伝える機会を確保するなど、市政に参画しやすい環境づくりに取り組むとともに、市民に伝わる広報活動を実践してまいります。

令和 7 年 9 月

薩摩川内市長 田中 良二

内容

第1章 広聴業務	4
1 概要	4
(1) 広聴の体系	4
(2) 広聴事業一覧	5
2 個別広聴	6
(1) 「市民の声」受付件数	6
(2) 市民の声の対応状況と回答	9
(3) 市民の声の市政への反映	9
3 集団広聴	12
(1) 令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～	12
(2) 施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場	13
(3) 市長Dトーク（出前トーク）	14
(4) 薩摩川内市みらいアドバイザー発表会	15
(5) 東郷学園義務教育学校9年生から本市への提案発表会	15
(6) 甕島区域生ごみ処理実施可能性調査意見交換会	16
(7) まちとくらしのみらいづくりワークショップ	16
4 調査広聴	17
(1) eまちアンケート	17
(2) その他市政に関するアンケート	18
(3) パブリックコメント	23
第2章 広報業務	25
1 概要	25

(1) 市が目指す広報の在り方.....	25
(2) 市が行っている主な広報活動	25
2 市が運営する広報媒体の実績.....	26
(1) ホームページ.....	26
(2) ソーシャルメディア.....	27
3 広報リーダーの配置	30
4 広報員の設置	30
参考資料	31
○薩摩川内市パブリックコメント手続実施要綱	31
○「市長への手紙」様式.....	33
○プレスリリース様式.....	34
○薩摩川内市広報員設置要綱.....	35

第 1 章 広聴業務

1 概要

本市では、市民が求めるサービスを適正に提供するため、広く市民の意見を聴取し市民ニーズを的確に把握する、広聴業務を実施しています。

令和 4 年度から、本市に寄せられる「市民の声」について、その趣旨を的確に把握し迅速な回答を行い、本市の施策や業務改善に生かすことで、市民満足度の向上及び市政に対する信頼と共感の醸成に役立てることを目的に、統一した要領を定め、「市民の声制度」として運用しています。

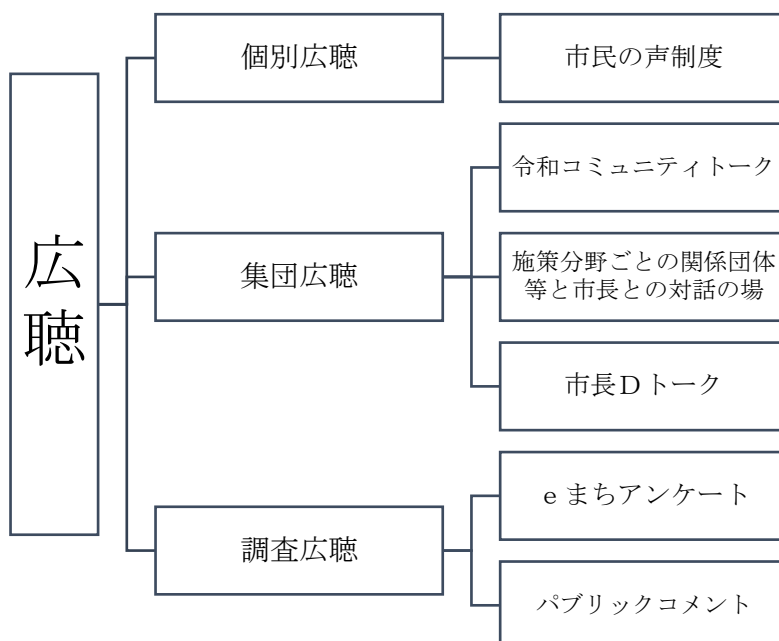
(1) 広聴の体系

本市の広聴業務は、個別広聴、集団広聴、調査広聴に分類されます。

個別広聴とは、市民から個別に意見などを聴取するもので、本市では、「市民の声制度」があります。

集団広聴とは、市民を集めて意見などを聴取するもので、本市では、「令和コミュニティトーク」、「施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場」、「市長 D トーク（出前トーク）」などがあります。

このほか本市では、調査広聴として、「e まちアンケート」などの市政に関するアンケートや「パブリックコメント」を実施しています。



(2) 広聴事業一覧

	事業名	内 容
個別 広聴	市民の声制度	市民より寄せられたご意見について、いただいたご意見やご質問については、速やかに関係課へ共有し、その対応状況を市ホームページ上で公表しています。
集団 広聴	令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～	市長が地域に出向き、市民と一堂に会し対話を重ねる場として、地区コミュニティ協議会との共催で開催しています。
	施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場	市民と市との間での情報共有や市政運営に関して同じ問題意識を持つため、施策分野ごとに関係団体などとの対話の場を設置しています。
	市長 D トーク（出前トーク）	市長が主催者からの依頼により会合に出席し、参加者との対話を重ねる場を設置しています。
	その他	市民からの意見を求めるため、担当課において広聴会などを開催しています。
調査 広聴	e まちアンケート	市民から幅広いご意見、ご要望などを聴き、本市の施策や業務の改善及び市政推進に役立てることを目的に、インターネットを利用してアンケートを実施しています。
	その他 市政に関するアンケート	今後の市政の諸施策を進める上で参考とするため、市の施策や事業に関するアンケート調査を実施しています。
	パブリックコメント	主要な計画や指針を立案する過程において、広く市民に意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画などの決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度です。行政運営上の公正の確保と透明性の向上を図り、開かれた市政を推進することを目的に実施しています。

2 個別広聴

市民の声制度の意見の提出方法については、市ホームページ上のご意見・お問い合わせメールフォームの利用や、市役所各庁舎に設置しているご意見箱に「市長への手紙（※専用用紙を巻末の参考資料に掲載）」を投函いただくほか、電子メール、手紙、ファックスなどにより提出できます。

(1) 「市民の声」受付件数

令和6年度にホームページや会議、電子メールなどから寄せられた「市民の声」は次のとおりです。昨年度より302件増加しました。

受付件数（年度別）

内 容 \ 年 度	令和6年度		令和5年度
		前年度比	
受付件数	1,122	302	820

受付件数（受付方法別）

受付方法 \ 年 度	令和6年度		令和5年度
		前年度比	
ホームページ	753	256	497
会議	144	30	114
電子メール	118	51	67
市長への手紙※ ¹	44	14	30
窓口	36	△19	55
郵送	17	△10	27
その他※ ²	10	△20	30

受付件数（受付方法と種類別）

受付方法 種類	ホーム ページ	会議	電子 メール	市長へ の手紙 ※ ¹	窓口	郵送	その他 ※ ²	計
提案	9	0	3	3	0	2	0	17
意見	93	19	30	38	4	13	5	202
要望	8	77	13	3	31	1	5	138
問い合わせ	602	48	60	0	1	1	0	712
道路・河川※ ³	3	0	11	0	0	0	0	14
その他※ ⁴	38	0	1	0	0	0	0	39
計	753	144	118	44	36	17	10	1,122

※¹ 「市長への手紙」は、各庁舎に設置されているご意見箱による受付

※² 受付方法の「その他」は、口頭・電話・ファックスによる受付

※³ 本市管理の道路・河川の補修要望、意見に関するもの（令和6年度：1,935件）は除く。

※⁴ 種類の「その他」は、営業や研究を目的としたもので、他の区分に属さないもの

受付方法別の割合

ホームページからの受付が753件と全体の3分の2を占めており、続いて会議144件、電子メール118件となっています。

部局等別件数

部局名	令和6年度		令和 5年度	主な内容
		前年度比		
未来政策部	108	6	102	移住・定住、甌ミュージアム、広報紙、市公式LINE、自治会再編協議
行政管理部	69	31	38	公共施設などの維持管理、小学校跡地利活用、キャッシュレス決済、ライブカメラ、職員採用試験
市民安全部	211	41	170	地域防災、防災無線、ごみ処理、地域猫不妊・去勢手術、マイナンバーカード、各種証明書、パートナーシップ制度 ※昨年度に比べパートナーシップ制度の問い合わせが多く寄せられました。

保健福祉部	152	33	119	定額減税給付金、介護保険事業、保育サービス、子育て支援、物価高騰関連、子宮頸がん予防ワクチン ※昨年度と比較して定額減税給付金や子宮頸がん予防ワクチンに関する問い合わせが多く寄せられました。
農林水産部	36	3	33	有害鳥獣被害、生産基盤施設の維持・整備、農業振興
経済シティセールス部	162	10	152	ふるさと納税、バス交通、川内港関連、バレーボール代表合宿、シティセールス、文化公演 ※昨年度と比較して、ふるさと納税や各種イベントに関するお問い合わせが多く寄せられました。
建設部	197	83	114	道路維持、市道整備、住宅施策、公園などの維持管理、河川改修、空き家対策
消防局	12	9	3	消防・救急体制
教育委員会	90	21	69	施設改修、給食、文化財、市民講座、図書館利用、交通安全、ウミネコ留学 ※昨年度と比較して、給食に関するお問い合わせが多く寄せられました。
選挙管理委員会	9	9	0	
農業委員会	19	17	2	農地
水道局	24	11	13	水道料金
議会事務局	4	2	2	
その他※	29	26	3	交通安全・防犯対策の推進、高齢化対策、多様なニーズに応じた子育て
計	1,122	302	820	

※「その他」は、特定の所管ではなく幅広い所管に共通する声、または所管不明なものなどです。

(2) 市民の声の対応状況と回答

いただいたご意見やご質問については、速やかに関係課へ共有しています。また、その対応状況については、個人が類推、特定される情報などを除き、市ホームページ上で公表しています。

※公表内容は、市ホームページ「市民の声」の各ページをご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1042/2/11-2/1/index.html>



(3) 市民の声の市政への反映

寄せられた「市民の声」が、どの程度市政に反映されたかを把握するため、次の基準に基づき令和7年6月1日を基準日として調査しました。

反映分類基準

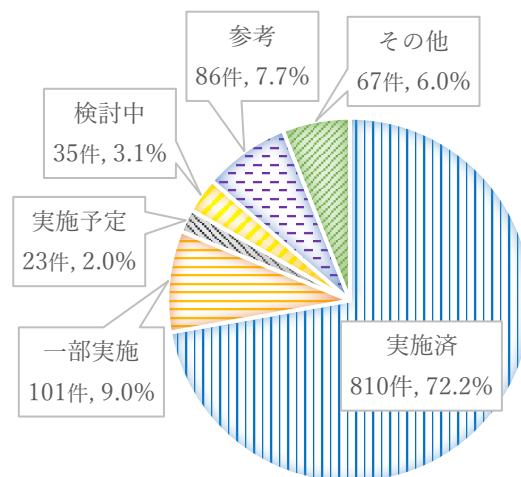
分類	説明
実施済み	・事業としてすでに実施（完了）しているもの ・個別な対応を要するもので、すでに対応済のもの
一部実施	・事業として一部実施しているもの ・個別な対応を要するもので、対応中のもの
実施予定	・1年以内に実施（着手）する予定であるもの
検討中※	・3年以内（令和7年度～9年度）の計画中に組み入れるか否か（または、実施に向けた）調査・検討を要していくもの
参考※	・現時点では、実施・検討が不確定であるため、市政に関する一つの意見として参考にするもの ・検討中の中で、3年以内に調査・検討に着手できないもの
その他	・市政に関係ないもの（国県が所管する事業など）

※「検討中」や「参考」となる理由：予算的なもの、政策的なもの（方向性が合わないものまたは、未決定のもの）、法令・制度的なもの、その他

ア 「市民の声」反映状況

令和6年度に寄せられた市民の声 1,122 件のうち、「実施済み」、「一部実施」の案件を合わせると、911 件（81.2%）となり、寄せられた市民の声の約 4 分の 3 が、市政に反映されています。

反映度	件数	割合
実施済み	810	72.2%
一部実施	101	9.0%
実施予定	23	2.0%
検討中	35	3.1%
参考	86	7.7%
その他	67	6.0%
計	1,122	100.0%

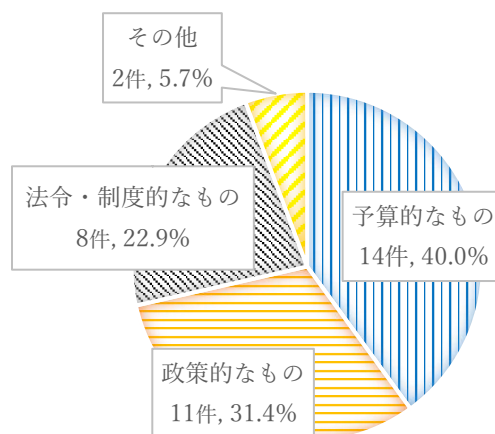


イ 「検討中」及び「参考」の理由

令和6年度に寄せられた市民の声 1,122 件の市政への反映状況について、「検討中」、「参考」と分類した理由を調査したところ、事業や施策の方向性が未決定などの「政策的なもの」が最も多くなっています。

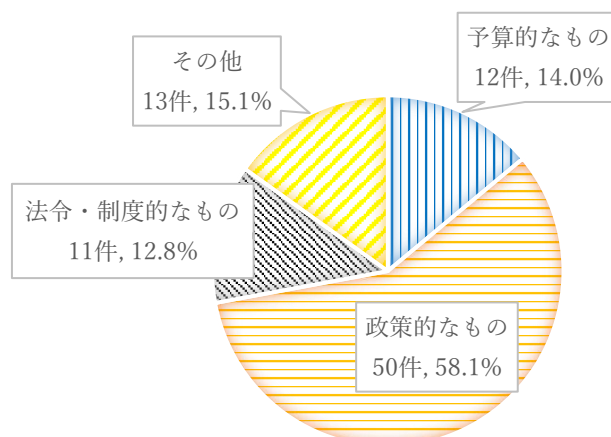
「検討中」の理由

理由	件数	割合
予算的なもの	14	40.0%
政策的なもの	11	31.4%
法令・制度的なもの	8	22.9%
その他	2	5.7%
計	35	100.0%



「参考」の理由

理由	件数	割合
予算的なもの	12	14.0%
政策的なもの	50	58.1%
法令・制度的なもの	11	12.8%
その他	13	15.1%
計	86	100.0%



ウ 主な反映事例

ご意見①	市立幼稚園の存続について
内容	令和 7 年 4 月からとなっている市立幼稚園の再編について保護者や地域の声を聞いて再検討していただきたい。
反映状況	市民の皆様からいただいたご意見等をもとに検討を行い統廃合の時期を令和 7 年 4 月から令和 8 年 4 月以降とし、改めて令和 7 年度に市立幼稚園への入園を希望される保護者に丁寧に説明し意見を伺う機会を設けました。

ご意見②	中高生ふるさと就職奨励金について
内容	現在高校 3 年生は対象外で、前年度に卒業した人が対象となるのでしょうか。
反映状況	令和 6 年度の対象者は、令和 6 年 3 月に卒業した人が対象です。申請年度に 20 歳未満で本市に住所を有し、市内事業所に 6 か月以上継続して就労している高校新卒者などの条件があります。 詳しくは、市ホームページをご確認ください。  ◀中高生ふるさと就職奨励金のご案内

ご意見③	特認校制度※について
内容	全市的に小学校に限らず、不登校の問題、不登校に準ずる子供たちも結構いるように思う。フリースクールなど民間的な施設を活用するのも良いのですが、市内に点在する小規模校をうまく活用すれば、悩んでいる子供たちの学びの機会が特認校制度にはあると思うので、市内に限らず市外からも含めて、弾力的な制度でできないか検討してほしい。 ※特認校制度とは、一定の条件のもと、通学区域外の小学校（小規模校）へ特別に入学を認める制度。
反映状況	特認校制度は県内各地 20 の市町で現在も継続中で、北薩地域でも、この制度を運用しております。調査・検討を行い、令和 8 年度より、城上小学校、八幡小学校、峰山小学校、平佐東小学校の 4 校で特認校制度を再開することとなりました。

ご意見④	地区コミュニティセンターのエアコン利用について
内容	近年の猛暑に対し、地区コミュニティセンターを地域の方々が冷房の効いた部屋で涼みながらゆっくりできるような場所にしたいです。
反映状況	各地区のコミュニティセンターを基本として、令和6年度は34施設を、暑さをしのぐための「涼みスポット」として設置しました。令和7年度は102施設(9月24日現在)を設置し、今後も継続していく予定です。

3 集団広聴

(1) 令和コミュニティトーク～市民と市長の対話の場～

令和6年度は、第3次薩摩川内市総合計画におけるゾーニングビジョンの6エリア毎に6会場（全7回）で開催し、892人の参加があり100件の意見が出されました。

意見としては、自治会再編や交通安全、例年にない危険な暑さ対策などに関する質問がありました。そのうち、暑さ対策については、危険な暑さから避難できる場所として涼みスポットを指定しました。

令和6年度実績

開催日	開催場所	地区コミュニティ協議会	参加者数	意見数
令和6年 6月7日	上甕老人福祉センター	里、上甕、手打、子岳、西山、内川内、長浜、青瀬、鹿島	153人(うち会場58人)	10件
令和6年 7月4日	東郷公民館	藤本、野下、市比野、樋脇、倉野、斧淵、南瀬、山田、鳥丸、藤川	258人 (うち会場：昼59人、夜69人)	17件
		副田、清色、朝陽、大馬越、八重、黒木、上手、大村、轟、藺牟田		16件
令和6年 7月30日	セントピア	隈之城、永利	155人(うち会場59人)	12件
令和6年 7月31日	サンアリーナ せんだい	水引、滄浪、寄田、湯田、西方、八幡、高来、城上、陽成、吉川	166人(うち会場77人)	18件
令和6年 8月6日	消防局	亀山、可愛、育英	75人(うち会場42人)	12件

令和6年 8月7日	国際交流センター	川内、平佐西、平佐東、 峰山	85人(うち 会場55人)	15件
計	6会場 (全7回)		892人(うち 会場419人)	100件

※開催内容などの詳細は、市ホームページに掲載しています。
<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1042/2/11-2/2/13864.html>



(2) 施策分野ごとの関係団体等と市長との対話の場

① 令和プロテクト・トーク

災害などから市民の生活を「守り」、被害を「防ぎ」、また、生命財産を「保護する」とともに、地域防災の要である消防団組織の実情を把握し、団組織を「守る」ことを目的に設置しました。

消防防災を担う4機関（薩摩川内市・市消防局・市消防団・市消防後援会連合会）が連携し、地域の高齢化や、若者がいない現状等があることから、消防団の定数の見直しや分団の統廃合など、地域の実情にあった消防団組織再編や消防団員の確保等について検討しています。

設置年月日	令和4年6月14日
構成メンバー	薩摩川内市消防団、薩摩川内市消防後援会連合会、市市民安全部、市消防局

令和6年度実績

開催日	内容
令和6年6月28日	- 消防団火災対応訓練（消防操法大会に代わる訓練）について - 消防団活動活性化等委員会の取組み等について - 消防団組織再編計画について
令和7年1月28日	- 消防団員の防災士資格取得について - 薩摩川内市消防団の組織再編について - 消防団表彰制度の改正について - 消防団員退職報奨金の勤務年数区分の追加について

(3) 市長Ｄトーク（出前トーク）

市長が主催者からの依頼により会合に出席し、参加者との意見交換や対話を行いました。令和６年度は、延べ９団体と対話を行いました。

令和６年度実績

開催日	主催団体	内容
令和６年４月１日	川内商工会議所 (参加者：８５人)	令和６年度の施策展開について
令和６年４月２２日	川内青年会議所 (参加者：２８人)	第３次薩摩川内市総合計画（案）の説明と意見交換
令和６年５月２７日	向田地域元気復活協議会 (参加者：３３人)	向田地域の活性化について
令和６年６月１０日	Woman創ing (参加者：１０人)	市政やまちづくりについて
令和６年７月２３日	川内ロータリークラブ (参加者：４７人)	アフターコロナを見据えた薩摩川内市の中期的展望の進捗状況、令和６年度当初予算のポイントおよび市誕生２０周年記念事業について
令和６年８月６日	入来地域５地区コミュニティ協議会 (参加者：２３人)	入来地域の人口について
令和６年８月８日	共働きで子育てをされている女性（参加者：９人）	子育てと仕事の両立を実現するために必要なことについて
令和６年１２月１６日	川内青年会議所 (参加者：１９人)	未来創生パネルトーク～市長と次世代リーダーが描くまちの未来～
令和６年１２月１９日	川薩地区老人福祉施設協議会（参加者：２２人）	介護施設における現場の現状と今後の職員確保の支援などについて

※集団広聴の各事業については、市ホームページの各ページをご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kocho/4/kouchou/index.html>



(4) 薩摩川内市みらいアドバイザー発表会

【担当課：未来政策部企画政策課】

持続可能で魅力的なまちづくりの推進に当たり、高校生の視点から本市が抱える課題・問題の探求に取り組むため、令和２年度から「薩摩川内市みらいアドバイザー」を設置しています。

その探究成果をまとめた政策提言・活動発表がありました。

開催日	令和６年１１月１９日	令和７年３月２１日
参加団体	県立川内高等学校	県立川内高等学校
開催場所	センノオト	同校体育館
参加者数	２年生 ７人	１年生 ３６人
意見数	２件	８件

※詳しくは、市ホームページ「薩摩川内市みらいアドバイザー」の各ページをご覧ください。

https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/seisaku_kaikaku/11/2/index.html



(5) 東郷学園義務教育学校９年生から本市への提案発表会

【担当課：未来政策部企画政策課】

本市が示すまちづくりのビジョンに対して、生徒が住民の一人としてアイデアを提案する活動を通して、社会参画・住民自治を学び、理解を深めることを目的に実施しました。

なお、いただいた提案に対する市の考えについて、生徒にフィードバックを行いました。

開催日	令和６年１１月２２日
参加団体	東郷学園義務教育学校
開催場所	同校会議室
参加者数	９年生 ５５人
意見数	８件

※詳しくは、市ホームページ「東郷学園義務教育学校 9 年生から
本市への提案発表会を開催しました」をご覧ください。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/sogokeika/ku/2/6/15402.html>



(6) 甑島区域生ごみ処理実施可能性調査意見交換会

【担当課：市民安全部環境課】

甑島区域生ごみ処理実施可能性調査において、生ごみの処理に係る市民目線の問題点等を把握するため、甑島区域の住民を対象として意見交換会を実施しました。

なお、いただいたご意見を踏まえ、生ごみの資源化に向けた検討を致します。

開催日	令和 7 年 2 月 12 日
開催場所	上甑老人福祉センター 長浜地区コミュニティセンター
参加者数	甑島区域の住民 41 人
意見数	20 件

(7) まちとくらしのみらいづくりワークショップ

【担当課：建設部都市整備課】

薩摩川内市都市計画マスタープランを策定するにあたって、市民のまちづくりに対する意見・要望を把握し、都市計画上の課題明確化等に向けた基礎資料とするため実施しました。いただいたご意見を参考にし、薩摩川内市都市計画マスタープランに反映する予定です。

・参加者：樋脇地域の中学校・小学校 PTA 関係者

開催日	開催場所	参加者数	意見数
令和 7 年 2 月 25 日	市比野地区コミュニティセンター	17 人	0 件
令和 7 年 3 月 10 日		14 人	3 件

4 調査広聴

(1) e まちアンケート

市民から幅広いご意見、ご要望などを聴き、本市の施策や業務の改善に生かすとともに市政推進に役立てるため、秘書広報課においてインターネットを利用したアンケートを実施しました。令和6年度は、5回のアンケートを実施し、延べ1,291人の方に回答していただきました。

令和6年度実績

第1回	アンケート名	行政サービスのD X推進に関するアンケート
	実施期間	令和6年5月2日～6月3日
	回答者数	204人
	担当課	行政管理部スマートデジタル戦略室
	調査結果の反映	より効果的に本市の行政サービスにおけるD X推進を図るための資料としました。

第2回	アンケート名	食育・地産地消に関するアンケート
	実施期間	令和6年7月1日～7月31日
	回答者数	345人
	担当課	農林水産部農業政策課
	調査結果の反映	地元の農林水産物の利用及び消費拡大を促進させていくための参考としました。

第3回	アンケート名	市民大学（公民館講座）に関するアンケート
	実施期間	令和6年9月2日～10月1日
	回答者数	151人
	担当課	教育部社会教育課
	調査結果の反映	市民大学（公民館講座）の企画・運営の参考としました。

第4回	アンケート名	市職員人材育成等に関する調査
	実施期間	令和6年11月1日～12月2日
	回答者数	261人
	担当課	行政管理部総務課
	調査結果の反映	本市職員の人材育成や仕事と家庭の両立に向けた取組みに活用しました。

第5回	アンケート名	市の広報に関するアンケート
	実施期間	令和7年1月20日～令和7年2月21日
	回答者数	330人
	担当課	未来政策部秘書広報課
	調査結果の反映	広聴広報活動をさらに充実させていくための参考としました。

※調査結果などの詳細は、市ホームページに掲載しています。
https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kocho/6/3/2_4/index.html



(2) その他市政に関するアンケート

市の施策や事業に関するアンケート調査を実施しました。

今後の市政の諸施策を進める上で参考とし、市政運営に生かしてまいります。

① 第3次薩摩川内市総合計画に係るアンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年5月24日～6月21日
	調査の目的、内容	各政策・施策の重要度と、総合計画で示した成果指標について、市民の満足度等を把握し、成果重視の行政経営を行うために実施
	調査対象	18歳以上の市民（無作為抽出により3,000人を抽出）
	調査方法	郵送調査（インターネット回答可）
	有効回収数	855人（回収率28.5%）
	担当課	未来政策部企画政策課
調査結果の反映		第3次総合計画策定のための資料として活用しました。

② 第2次薩摩川内市総合計画に係るアンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年5月28日～6月21日
	調査の目的、内容	各政策・施策の重要度と、総合計画で示した成果指標について、市民の満足度等を把握し、成果重視の行政経営を行うために実施
	調査対象	18歳以上の市民（無作為抽出により3,000人を抽出）
	調査方法	郵送調査（インターネット回答可）
	有効回収数	977人（32.6%）
	担当課	未来政策部企画政策課
調査結果の反映		第2次総合計画の進捗管理等のための資料としました。

③ 薩摩川内市の男女共同参画に関する市民意識調査		
調査の概要	調査期間	令和6年8月5日～11月20日
	調査の目的、内容	本市における「男女共同参画」に関する市民の意識を調査し、今後の本市における男女共同参画社会の実現のための計画策定及び事業推進に活かすことを目的とし実施
	調査対象	20歳以上の市民（無作為抽出により3,000人を抽出）
	調査方法	郵送調査（インターネット回答可）、オープン型調査
	有効回収数	1,262人
	担当課	未来政策部コミュニティ課
調査結果の反映		ホームページで公表しました。併せて、第3次男女共同参画基本計画へ掲載します。

④ 薩摩川内市少子化対策等に関する市民アンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年9月18日～10月18日
	調査の目的、内容	結婚や子育て、ワークライフバランスの実現における若年層の市民の意識・ニーズを把握し、今後の少子化対策等における施策の推進を目的とし実施
	調査対象	18歳～39歳までの市民
	調査方法	オープン型調査
	有効回収数	406人
	担当課	未来政策部コミュニティ課
調査結果の反映		ホームページで公表しました。併せて、今後の少子化対策事業等に反映します。

⑤ 薩摩川内市自治会についての世帯意識調査		
調査の概要	調査期間	令和6年9月18日～10月18日
	調査の目的、内容	自治会に起きている現状を把握し、自治会における課題解決の方法及び今後のコミュニティ施策の推進のための基礎資料とするために実施
	調査対象	20歳以上の市民（無作為抽出により3,000人を抽出）
	調査方法	郵送調査（インターネット回答可）
	有効回収数	1,091人（回収率36.4%）
	担当課	未来政策部コミュニティ課
調査結果の反映		ホームページで公表しました。併せて、自治会加入促進事業や自治会運営支援事業等に反映します。

⑥ 甌島区域生ごみ処理実施可能性調査市民アンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年11月6日～12月20日
	調査の目的、内容	甌島区域の廃棄物(生ごみ)処理について、甌島区域の住民が日頃感じていることを把握し、今後の甌島区域の廃棄物(生ごみ)処理の参考とするために実施
	調査対象	甌島区域の全世帯2,572人
	調査方法	郵送調査(インターネット回答可)
	有効回収数	700人(回収率27.2%)
	担当課	市民安全部環境課
調査結果の反映		今後、甌島区域の生ごみ処理の在り方を検討するための資料として活用します。

⑦ 高齢者訪問給食サービス事業に係るアンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年11月18日～令和7年1月31日
	調査の目的、内容	高齢者訪問給食サービスの利用者の実態等を調査・分析し、今後の事業の在り方についての参考とするために実施
	調査対象	高齢者訪問給食サービス事業利用者207人
	調査方法	郵送調査
	有効回収数	189人(回収率91.3%)
	担当課	保健福祉部高齢・介護福祉課
調査結果の反映		高齢者訪問給食サービス事業についての資料として活用します。

⑧ 子ども・子育て支援事業計画策定に係る事業所アンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年9月18日～9月30日
	調査の目的、内容	事業所の現状や今後の運営に係る意見等を把握し、子ども・子育て支援事業計画に反映させるために実施
	調査対象	市内の教育・保育施設、放課後児童クラブ88事業所
	調査方法	インターネット調査
	有効回収数	76事業所(回収率86.4%)
	担当課	保健福祉部子育て支援課
調査結果の反映		第3期子ども・子育て支援事業計画に掲載しました。

⑨ 子ども・子育て支援事業計画策定に係る子どもアンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年10月7日～10月18日
	調査の目的、内容	小学生の放課後の過ごし方などの生活状況や意見等を把握し、子ども・子育て支援事業計画に反映させるために実施
	調査対象	市内の小学3年生、5年生 1,715人
	調査方法	インターネット調査
	有効回収数	1,051人（回収率 61.3%）
	担当課	保健福祉部子育て支援課
調査結果の反映		第3期子ども・子育て支援事業計画に掲載しました。

⑩ 第3次健康づくり計画策定に係るアンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年5月9日～9月5日
	調査の目的、内容	市民の生活習慣、健康づくりに関する意識や行動を調査、分析し、計画の評価や策定の参考とするため実施
	調査対象	20歳以上の市民（無作為抽出により 7,366人を抽出）
	調査方法	郵送調査（インターネット回答可）
	有効回収数	5,060人（回収率 68.7%）
	担当課	保健福祉部市民健康課
調査結果の反映		第2次薩摩川内市健康づくり計画の評価および第3次計画の目標値として活用します。

⑪ 第2期薩摩川内市スポーツ推進計画策定に係るアンケート		
調査の概要	調査期間	令和6年7月16日～8月30日
	調査の目的、内容	市民のスポーツ等に関する意識・実態を調査・分析し、スポーツ推進計画に反映させるため実施
	調査対象	20歳以上80歳未満の市民（無作為抽出により 2,400人を抽出）
	調査方法	郵送調査
	有効回収数	641人（回収率 26.7%）
	担当課	経済シティセールス部文化スポーツ課
調査結果の反映		第2期薩摩川内市スポーツ推進計画の資料として活用します。

⑫ 薩摩川内市の将来のまちづくりのための市民アンケート		
調査の概要	調査期間	令和 6 年 10 月 25 日～12 月 6 日
	調査の目的、内容	都市計画マスタープランを策定するにあたって、市民のまちづくりに対する意見・要望を把握し、都市計画上の課題明確化等に向けた基礎資料とするため実施
	調査対象	18 歳以上の市民
	調査方法	郵送調査(インターネット回答可)、オープン型調査
	有効回収数	1,289 人
	担当課	建設部都市整備課
調査結果の反映		都市計画マスタープランの資料として活用します。

⑬ 建物等の利用状況アンケート		
調査の概要	調査期間	令和 6 年 8 月 30 日～令和 7 年 3 月 21 日
	調査の目的、内容	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき市内の建物の実態（空家等の可能性がある建物の所有者等に対し、建物の管理状況や利活用の意向等）を把握するために実施
	調査対象	空家等の所有者又は関係者 5786 人
	調査方法	郵送調査
	有効回収数	2,561 人（回収率 44.3%）
	担当課	建設部建築住宅課
調査結果の反映		薩摩川内市空家等対策計画（令和 7 年改定版）へ反映予定の資料として活用します。

⑭ 教育振興基本計画に係るアンケート		
調査の概要	調査期間	令和 6 年 12 月 16 日～12 月 24 日
	調査の目的、内容	こども基本法の理念にのっとり、計画を策定するうえで、子どもたちの意見を聴取するため実施
	調査対象	市内の小学校・義務教育学校 6 年生および中学校 2 年生・義務教育学校 8 年生 1,612 人
	調査方法	インターネット調査
	有効回収数	1,092 人（回収率 67.7%）
	担当課	教育部教育総務課
調査結果の反映		第 2 期教育振興基本計画（後期）策定の参考にしました。

(3) パブリックコメント

主要な計画や指針を立案する過程において、広く市民に意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画などの決定を行い、併せて市の考え方も公表する制度です。

令和6年度は、8件のパブリックコメントを実施し、延べ55件の意見が寄せられました。

① 実施件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施件数	9件	4件	5件	9件	8件

② 令和6年度実績

No.	計画などの名称	募集実施期間	担当課	意見提出数
1	蘭牟田池環境保全基本計画(案)	令和6年4月1日 ～4月30日	市民安全部 環境課	0件
2	薩摩川内市スマートデジタル計画(案)	令和6年7月1日 ～7月31日	行政管理部 スマート デジタル戦略室	23件
3	第4次薩摩川内市生涯学習推進計画(案)	令和6年9月10日 ～10月15日	未来政策部 コミュニティ課	9件
4	薩摩川内市教育振興基本計画(案)	令和6年11月1日 ～11月30日	教育部 教育総務課	19件
5	改訂薩摩川内市人権教育・啓発基本計画(素案)	令和6年12月13日 ～令和7年1月19日	市民安全部 市民課	0件
6	第4期薩摩川内市地域福祉計画(素案)	令和6年12月13日 ～令和7年1月15日	保健福祉部 社会福祉課	0件
7	薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画(素案)	令和7年1月14日 ～2月14日	保健福祉部 子育て支援課	4件
8	薩摩川内市環境基本計画(第3期)(素案)	令和7年1月25日 ～2月25日	市民安全部 環境課	0件

※令和6年度に意見を募集した8件の計画等は全て決定し、スタートしています。

※意見を募集している計画などや募集の結果については、市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/kocho/5/2/2/pbr6/index.html>



③ パブリックコメント手続の流れ

市の基本的な計画や指針などの案の作成

作成した計画や指針などの案・関連資料の公表

□公表する資料

- ・計画などの案
- ・関連資料

(立案の趣旨・目的及び背景、計画などの案の概要、審議会などにおける検討状況の概要、その他必要な資料の公表に努めます。)

□公表の方法

- ・市のホームページに掲載し、担当課や支所など次の場所に備え付けます。

川内 地域	本庁 1 階情報公開コーナー、中央公民館、中央図書館、鹿児島純心大学、川内職業能力開発短期大学校、川内看護専門学校
東部 区域	樋脇支所、入来支所、東郷支所、祁答院支所、樋脇公民館、入来公民館、東郷公民館、祁答院公民館
甕島 区域	甕島振興局、里市民サービスセンター、鹿島市民サービスセンター、下甕支所、里公民館、上甕公民館、鹿島公民館

- ・希望される方には個別に郵送します。
- ・広報紙などへの掲載や、報道機関への発表などに努めます。

市民からのご意見の提出

□意見の提出期間

- ・1 カ月程度を目安に設定し、案の公表時にお知らせします。

□意見の提出方法

- ・市ホームページ上の意見・提言入力フォームのほか、郵便、ファックス、電子メールなど、多くの方法をとるようにし、案の公表時にお知らせします。

計画などの決定・公表

市民から寄せられたご意見を十分考慮しながら、計画などを決定します。

第2章 広報業務

1 概要

広報は、ただ情報発信するだけではなく、情報の受け手に伝わったかどうか、また、伝わった情報が活かされているか、確かめる必要があります。情報を伝えるだけで終わりではないため、庁舎内の課室等は、情報を得た関係者がどのようになってほしいのか、最終的な目的を明確にしながら広報を考える必要があります。

そこで、本市の広報のあり方や運用について、薩摩川内市広報取扱要領として定め、これらに基づき全庁的に広報活動を実施することで、より質の高い広報活動を実施しています。

(1) 市が目指す広報の在り方

ア 伝わる広報

市民に対して「伝える」ではなく「伝わる」ことを意識して行います。

イ 届く広報

必要とする人に情報が的確に届くよう広報媒体を選択し、市民向け、市外向け、年齢層など対象者や発信時期を意識して行います。

ウ 広がる広報

インターネット等を活用した情報発信については「共有」「拡散」を意識して行います。

(2) 市が行っている主な広報活動

広報手段	概要
広報薩摩川内	・ 毎月2回発行（通常版とお知らせ版） ・ 発行部数 36,000 部（1回当たり） ・ 自治会を經由して加入世帯に配布するとともに、各支所、甕島振興局、地区コミュニティセンター、商業施設等に配布しています。 ・ 市ホームページや広報紙アプリ「マチイロ」で閲覧可能です。 ・ 点訳・音訳業務を外部委託
原子力広報薩摩川内	・ 年4回発行（概ね6月、9月、12月、3月） ・ 発行部数 35,000 部（1回当たり） ・ 自治会を經由して加入世帯に配布するほか、各支所、甕島振興局、地区コミュニティセンターに配布しています。 ・ 市ホームページで閲覧可能です。

市ホームページ	・ 障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすいホームページとなるよう情報発信を行っています。 ・ 年間ページビュー数 10,575,269 ページビュー ・ その他課室等で施策・業務別にホームページを運用しています。
F M さつませんだい	・ 秘書広報課が、毎日 7 時 55 分から 7 時 59 分及び 17 時 55 分から 17 時 59 分まで、広報薩摩川内又は指定の原稿に基づき、イベント、お知らせ等を情報発信しています。 ・ 防災安全課、社会福祉課、保険年金課、産業戦略課、観光物産課、議事調査課からも定期的に情報発信しています。
防災行政無線	・ 市の催し情報や注意喚起などを情報発信しています。
M B C データ放送	・ M B C 南日本放送との防災パートナーシップに関する協定に基づき行政情報、防災情報を発信しています。
報道機関への情報提供	・ 報道機関（川内記者クラブ）へ随時課室等の判断でプレスリリースを実施しています。 ・ 定例記者会見（市議会定例会前、年 4 回）及び必要に応じて臨時記者会見を実施しています。 ・ 令和 6 年度プレスリリース件数：650 件
ソーシャルメディア	・ LINE のほか、課室等において、施策・業務別に Facebook、Twitter、Instagram、YouTube のアカウントを設けて情報発信しています。
その他	・ チラシ・ポスターや冊子、また、デジタルサイネージ（本庁舎 1 階等）で制度や各種情報を案内しています。

2 市が運営する広報媒体の実績

(1) ホームページ

本市では、表 1 のホームページを運営しています。ホームページの作成にあたっては、総務省が定める「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づきウェブアクセシビリティを厳守することとし、関係団体が作成するホームページも同様の取り扱うこととしています。

※ みんなの公共サイト運用ガイドラインとは、国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として総務省が作成された手順書のことです。

表 1 ホームページ

No	ホームページ名称	ページビュー数		
		令和 6 年度		令和 5 年度
			前年度比	
1	薩摩川内市	10,575,269	112.1%	9,433,226
2	薩摩川内観光物産ガイド「こころ」	1,280,818	99.6%	1,285,967
3	消防局	164,338	101.1%	162,495
4	子育てサポートネット	120,142	69.9%	171,945
5	J o b ! 薩摩川内	107,758	47.0%	229,287
6	防災	56,496	18.1%	311,685
7	企業立地ガイド	32,697	126.2%	25,904
8	市民活動情報サイト	22,903	109.7%	20,882
9	次世代エネルギーウェブサイト	19,380	116.5%	16,637
10	トンボロ芸術村コンテスト W e b 作品展	3,288	138.3%	2,378
11	竹バイオマス産業都市協議会	2,584	102.0%	2,534

※ページビュー数は、令和 7 年 3 月 31 日現在の数値です。

※ページビューとは、ホームページ内のページが表示された回数のことです。

(2) ソーシャルメディア

本市では、表 2 のソーシャルメディアを運営しています。情報発信に当たっては、運用基準及びソーシャルメディアを所管する課室等が定める運用要領に基づき行うこととし、配信した情報はシェア機能で「共有」「拡散」されるよう努めています。

表2 ソーシャルメディア
SNS

(7) Facebook

No	アカウント名称	リーチ数		
		令和6年度		令和5年度
			前年度比	
1	薩摩川内市役所	1,429,700	643.8%	222,071
2	ぽっちゃんプロジェクト/ 地域おこし協力隊/薩摩川内	8,194	139.2%	5,888
3	薩摩川内市消防局	4,671	41.2%	11,331
4	薩摩川内市中央公民館	4,063	138.9%	2,926
5	薩摩川内市産業戦略課	4,044	99.4%	4,070
6	薩摩川内市スポーツ コミッション	3,221	62.9%	5,123
7	薩摩川内市ひとみらい	3,196	31.0%	10,301
8	薩摩川内市350ベジ ライフ宣言	0	-	0

※リーチ数は、令和7年3月31日現在の数値です。

※リーチ数は、投稿を見た人数のことで、同じユーザーが複数回見ても1回しかカウントはされません。

(イ) X

No	アカウント名称	インプレッション数		
		令和6年度		令和5年度
			前年度比	
1	公式薩摩川内市役所	479,503	664.7%	72,142
2	薩摩川内市スポーツコミ ッション	341,828	199.7%	171,170

※インプレッション数は、令和7年3月31日現在の数値です。

※インプレッション数は、投稿が表示された回数の中で、同じユーザーが複数回見ると見た回数だけカウントされます。

(ウ) Instagram

No	アカウント名称	リーチ数		
		令和 6 年度		令和 5 年度
			前年度比	
1	薩摩川内市消防局公式	523,556	15.9%	3,284,807
2	【公式】薩摩川内市	113,175	100.8%	112,314
3	薩摩川内 SDGs チャレンジ	24,096	303.3%	7,945
4	薩摩川内市ひとみらい	18,415	81.2%	22,671
5	地域おこし協力隊・ 薩摩川内	15,283	—	—
6	薩摩川内市スポーツコミッション	11,902	136.7%	8,704
7	薩摩川内市 350 ベジライフ 宣言	7,380	318.4%	2,318

※リーチ数は、令和 7 年 3 月 31 日現在の数値です。

イ 動画共有サイト

・ YouTube

No.	チャンネル名	総再生回数
1	薩摩川内市チャンネル	487,926

※総再生回数は、令和 7 年 7 月 14 日現在の再生回数です。

ウ メッセンジャーアプリ

・ LINE

No.	アカウント名	友だち数		
		令和 6 年度		令和 5 年度
			前年度比	
1	薩摩川内市	18,737	110.9%	16,885

※友だち数は、令和 7 年 3 月 31 日現在の数値です。

3 広報リーダーの配置

本市では、課室等单位に合計 58 人の広報リーダーを配置し、課室等内の計画的な広報計画の策定とホームページ、ソーシャルメディアの作成を調整しています。広報スキルの向上のために、年 2 回の研修会を実施しています。

回	研修内容
第 1 回	ホームページ作成やプレスリリースの注意点
第 2 回	効率的なプレスリリース原稿作成のためのワークショップ

4 広報員の設置

本市が行う広報活動を総合的かつ効率的に推進することを目的に広報員を設置しています。6 人の広報員による広報員会を年 3 回開催し、市民に伝わる広報紙となるよう意見を聴き、見直しを行っています。

主な意見としては、特定の色の文字と背景の組み合わせは読みづらいとの意見があり、色の組み合わせに配慮して見やすくなるよう工夫しました。

また、アンコンシャスバイアスに配慮した表現やイラストを使用することにより、無意識の偏見や思い込みを読者に与えないよう工夫したところです。

参考資料

○薩摩川内市パブリックコメント手続実施要綱

平成 17 年 3 月 31 日

告示第 135 号

改正 令和 5 年 3 月 8 日告示第 133 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市民の市政に対する意見の提出又は提案の機会の確保と反映及び市民に対する説明責任を果たすため、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、本市の基本的な計画、構想等（以下「計画」という。）の策定において、その案の段階で計画の内容等をあらかじめ公表し、広く市民からこれらに対する意見、情報及び専門的な知識（以下「意見」という。）を求め、提出された意見に対する本市の考え方を明らかにするとともに、意見を考慮して本市としての意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の職務を行う市長を含む。）、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この告示において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第 3 条 実施機関は、各施策の計画の策定又は重要な変更等を行う場合についてパブリックコメント手続を実施するものとする。

2 次に掲げる場合は、パブリックコメント手続の適用を除外する。

- (1) 市民からの意見を聴取する手続について、法令、条例又は規則若しくはこの告示以外の告示等に別段の定めがある場合。ただし、当該法令等に基づく手続を行うときは、できる限りこの告示の趣旨に沿ったものとなるよう努めること。
- (2) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (3) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (4) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、パブリックコメント手続を行うことが必要と認める場合には、この告示による手続を行うことができる。

(公表時期及び公表資料)

第 4 条 実施機関は、前条第 1 項に該当するものの立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画の素案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第 5 条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、市広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときには、意見の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、市民が計画の素案についての意見を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1箇月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

2 意見の提出は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 実施機関は、意見の提出を受けるときには、当該意見を提出した個人又は法人の住所又は所在地、氏名又は名称等当該提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

4 実施機関は、意見を提出した者に関する情報を公表する場合には、計画の素案を公表するときにその旨を明示するものとする。

(意見の考慮)

第7条 実施機関は、提出された意見を考慮して計画の意思決定を行うものとする。

(実施機関の考え方の公表)

第8条 実施機関は、前条の規定により計画についての意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する実施機関の考え方について公表するものとする。

3 第5条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている計画について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、計画名、公表日、意見の提出期限及び計画の素案の入手方法並びに問い合わせ先を明記するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画で市民等の意見を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定は、適用しない。

附 則 (令和5年3月8日告示第133号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

「市長への手紙」

市政やまちづくりに、あなたのご意見をお聞かせください。

■ 場所等については、特定ができるよう、なるべく具体的にご記入ください。

Handwriting practice area with 15 horizontal dashed lines inside a rounded rectangle.

■ 回答を必要とする場合は、必ず「回答の有無欄 ☐ 回答してほしい」にチェックの上、連絡先を明記してください。

回答の有無 ☐ 回答してほしい ☐ 回答は必要ない

ご住所 _____

ご氏名 _____

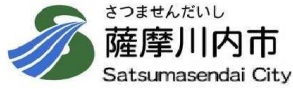
電話番号 _____

Eメールアドレス _____

■ 本市の行政に関しないもの、営業活動、特定の個人や団体等に対する誹謗中傷、個人間の争いに関するもの等については、ご遠慮ください。

■ ご意見等の趣旨が判断できないもの等については、回答しかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○プレスリリース様式



<発表内容カテゴリ>

プレスリリース

発表事項		
場所		
開催日時	令和年 月 日 () 時 分 ~	
目的・内容		
添付資料		
H P 掲載		
取材案内		
問合先	担当課	
	取材対応者	
	問合窓口	

○薩摩川内市広報員設置要綱

平成 22 年 5 月 31 日

告示第 383 号

(目的)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市広報員（以下「広報員」という。）を設置することにより、本市が行う広報活動を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(職務)

第 2 条 広報員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の問題を提供すること。
- (2) 広報紙等に関する意見や提言を行うこと。
- (3) 市長が依頼する会議に参加すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(定数)

第 3 条 広報員の定数は、6 人以内とする。

(任期)

第 4 条 広報員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

(資格)

第 5 条 広報員の資格は、募集年度の 4 月 1 日現在満 20 歳以上で、市内に住所を有する者及び市外居住者で市内へ通勤し、又は通学する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 国及び地方公共団体の職員である者
- (2) 市議会議員など公選による職にある者

(委嘱)

第 6 条 広報員の募集は、市民からの公募等により行い、市長が委嘱する。

(委嘱の取消し)

第 7 条 市長は、広報員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 広報員が資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 広報員から辞退の申出があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が解職の必要を認めたとき。

(謝礼)

第 8 条 広報員に対する謝礼は、予算の範囲内で支給する。

(意見等の活用)

第 9 条 市長は、広報員から寄せられた意見等を広報活動の参考として有効に活用するものとする。

(庶務)

第 10 条 広報員に関する庶務は、秘書広報課において処理する。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、広報員に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

（任期の特例）

2 この告示の施行後、最初に委嘱する広報員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日告示第 147 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年度 広聴広報年報

令和 7 年 9 月

編集発行者 薩摩川内市未来政策部秘書広報課
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 22 号
電話 (0996) 23-5111(代表)